

フィリピン

技術移転についての支払，及び作品の公演又はその他の方法による伝達に対する著作権
の権利に関するライセンスの条件に係わる紛争の解決についての改訂規則

2001年4月24日公布

Duly noted by the Philippine Embassy Tokyo

目次

- 第1条 名称
- 第2条 用語の定義
- 第3条 長官の管轄権
- 第4条 局長の管轄権
- 第5条 訴状を提出することができる者
- 第6条 訴状の内容
- 第7条 第三者預託
- 第8条 調停手続
- 第9条 和解通知
- 第10条 調停会議
- 第11条 当事者の出頭
- 第12条 調停会議に出頭しないことの効果
- 第13条 調停会議の場所
- 第14条 和解が成功した場合の手続
- 第15条 記録の秘密保全
- 第16条 調停が不首尾の場合の手続
- 第17条 解明聴聞
- 第18条 長官又は局長の決定
- 第19条 長官に対する不服申立
- 第20条 不服申立人の準備書面が必要である
- 第21条 局長の見解
- 第22条 通商産業大臣への不服申立

最終規定

- 第23条 裁判所規則の補足的適用
- 第24条 修正
- 第25条 可分性
- 第26条 認証謄本の提供
- 第27条 施行

第1条 名称

本規則は、「紛争解決に関する規則」と称する。

第2条 用語の定義

別段の定めがない限り、次の用語は、本条規則に規定する意味を有する。

- (a)「著作者」とは、作品を創作した自然人をいう。
- (b)「局」とは、知的所有権庁の資料・情報・技術移転局をいう。
- (c)「公衆への伝達」又は「公衆に伝達する」とは、公衆が個々に自ら選ぶ時及び場所において作品を利用することを可能にする方法で、有線又は無線により、当該作品を公衆の利用に供することをいう。
- (d)「長官」とは、知的所有権庁の長をいう。
- (e)「局長」とは、資料・情報・技術移転局長をいう。
- (f)「紛争解決部」とは、局内の部であって、調停手続を主に担当する。
- (g)「調停官」とは、局の上級職員であって、技術移転についての支払に係わる紛争に関して局長が指名するもの、及び庁内の上級職員であって、作品の公演又はその他の方法による伝達に対する著作者の権利に係わる事件に関して長官が指名するものをいう。
- (h)「庁」とは、知的所有権庁をいう。
- (i)「公演」とは、次のものをいう。
 - (1)視聴覚作品以外の作品の場合は、直接に又は何らかの装置若しくは方法の使用により、作品を朗唱し、演奏し、踊り、演じ、その他実演すること
 - (2)視聴覚作品の場合は、その一連の映像を表示し、かつ、これに伴う音を聞き取れるようにすること
 - (3)録音物の場合は、1の家族及びその家族の親密な知人からなる通常の規模の人数を超える者が居るか若しくは居ることができ(これらの者が同じ場所で同じ時に又は異なる場所で及び/若しくは異なる時に居るか居ることができるか否かを問わない)、かつ、実演が「公衆への伝達」又は「公衆に伝達する」の意味する伝達を必要としないで知覚することができる場所で、当該録音された音声を聞き取れるようにすること
- (j)「技術移転取決め」とは、管理契約を含む製品の製造、方法の適用又はサービスの提供のための体系的知識の移転に係わる契約(その更新を含む)、及び大量販売市場用に開発されたコンピュータ・ソフトウェアを除くコンピュータ・ソフトウェアのライセンス許諾を含むすべての形の知的所有権の移転、譲渡又はライセンス許諾に係わる契約(その更新を含む)をいう。

著作権のライセンス許諾は、体系的知識の移転に係わる場合にのみ、技術移転取決めとみなされる。

第3条 長官の管轄権

長官は、作品の公演又はその他の方法による伝達に対する著作者の権利に係わるライセンスの条件に関する紛争を解決する第1審管轄権を行使する。

第4条 局長の管轄権

局長は、技術移転に係わる支払に起因する技術移転取決めの当事者間の紛争の解決にお

いて、適正なロイヤルティ額又はロイヤルティ料率の設定を含め、準司法的な管轄権を行使する。

第5条 訴状を提出することができる者

被害者は、所定の手数料を納付して、局に訴状を提出することができる。

第6条 訴状の内容

訴状は書面によるものとし、次の事項を記載する。

- (a)原告の名称及び宛先並びに被告の名称及び宛先
- (b)訴状の内容の簡単な説明
- (c)要求事項又は求める救済措置

第7条 第三者預託

何れかの当事者がロイヤルティ又は紛争に係わる何れかの金額に関してフィリピン民法の供託に関する規定を援用することを選択した場合は、原告は、第三者預託契約の認証謄本を局に提出する。

第8条 調停手続

訴状の受領及び所定の手数料の納付後の1日以内に、局は訴状の要点を記録し、局長は、訴状を紛争解決部に付託して調停を求める。

第9条 和解通知

調停官は、訴状の要点記録から5日以内に、和解通知を各当事者に送付することにより、調停会議に当事者を招集する。この通知には、会議の日時及び場所を記載し、かつ、被告に対しては訴状の写しを添付する。調停会議は、当該通知の日付から10日以内に設定する。

第10条 調停会議

調停官は、調停会議の間、当事者に対し、紛争の解決に資する公正かつ相互に利益のある和解に達するよう促す。調停官は、紛争の早期和解の利益を強調して調停手続を説明し、かつ、即時の和解を図るものとする。

和解に達しない場合は、紛争解決のために調停官が提案する様々な選択肢を検討するために、更に10日以内にもう1回の会合を設定する。必要な場合は、調停官は、当事者間に別の合意点を探求するために、次回会合の前に、各当事者と別個の会議を開くことができる。

第11条 当事者の出頭

調停会議に出頭することは当事者の義務であるものとする。会議の間、弁護士の出席は必要でなく、望ましくもない。

第 12 条 調停会議に出頭しないことの効果

原告が調停会議に出頭しないことは、当該不服申立の却下の理由となる。却下は、調停官の別段の命令がない限り、実体的効果を伴うものとする。被告が調停会議に同様に出席しないことは、それから 10 日以内に原告が宣誓供述書を提出することを認める理由となり、当該訴状は、解決のために提出されたものとみなされる。

ただし、不出頭が不正を受けたこと、事故、錯誤又は免責される過失による場合は、関係当事者は、却下又は不出頭に係る命令の受領から 10 日以内に、当該命令の取消を求め申立を提出することができる。

第 13 条 調停会議の場所

調停会議及びその会合は、庁の構内で開催する。書面による請求があり、かつ、所定の手数料が納付されたときは、局長は、調停会議又はその会合を庁の構外で開催することを許可することができるが、ただし、そうすることが必要であって、手続の効果を高め、かつ、一方の当事者のみが請求した場合に他の当事者がこれに同意することを条件とする。当事者は、当該請求への同意を不当に差し控えないものとする。庁の構外で調停会議又はその会合を開催するための総費用は、航空運賃、宿泊費及び日当を含め、請求当事者が負担する。全当事者が請求した場合は、総費用は、等分に又はその請求において記載する他の割合で当事者間で分担する。

第 14 条 和解が成功した場合の手続

調停が成功した場合は、当事者は、最後の会議の日から 5 日以内に、最初の和解合意を提出する。調停官は、当該和解合意の受領から 1 日以内に、これが法及び公益にかなっているか否かを検討して決定し、これに自らの勧告を添えて長官又は局長に提出し、長官又は局長は、これを受けてから 15 日以内に、和解に基づく判決を下す。当該判決は、直ちに確定する。

第 15 条 記録の秘密保全

効果的な意思疎通及び調停努力に資する自発性を促すために、調停手続及びこれに付随する事項は、すべての自白、陳述又はこれらで示されたその他の証拠を含め、厳に秘密とされる。手続の間に調停官が取ったメモは、紛争解決後すべて処分する。

第 16 条 調停が不首尾の場合の手続

調停が成功しなかった場合は、調停官は、調停の不首尾を宣言するとともに、各当事者に対し、それぞれの宣誓供述書を、裏付の書類があるときはこれを添えて、最後の調停会議から延長が認められない 10 日の期間内に提出するよう指示する。調停官は、対応する「調停不首尾証明書」及び指示書を発行する。

第 17 条 解明聴聞

調停官は、必要なときは、最後の宣誓供述書の受領から 5 日以内に、当事者を解明聴聞に招集する。

第 18 条 長官又は局長の決定

調停官は、最後の宣誓供述書の受領から又は解明聴聞から 30 日以内に、自己の所見を、決定案を添えて、長官又は局長に提出し、後者は、30 日以内に、これを承認するか、不承認にするか又は他の処分にするか検討する。

第 19 条 長官に対する不服申立

技術移転についての支払に係わる紛争に関する局長の決定又は最終命令は、当事者がその写しを受領した後 15 日で確定するが、ただし、当該期間内に局長に再審理申立がされるか又は不服申立書が提出され所定の手数料が納付されて長官への不服申立が遂行された場合はこの限りでない。

局長の決定又は命令の再審理申立は、1 回に限り認められる。申立が拒絶された場合は、申立人は、申立送達時に権利を有した前記期間の残期間内に不服申立を提出するものとする。

第 20 条 不服申立人の準備書面が必要である

不服申立人は、不服申立書の提出日から 1 月以内に、自己の不服申立を維持するための論拠並びに主張の準備書面を提出する。認められた期間内に準備書面を提出しなかったときは、不服申立は却下される。

第 21 条 局長の見解

局長は、長官からの見解提出命令の受領後 1 月以内に、不服申立人の準備書面について自己の見解を提出する。

第 22 条 通商産業大臣への不服申立

長官の決定又は最終命令は、不服申立人がこれを受領した後 15 日で確定するが、不服申立書を提出し所定の手数料を納付することにより通商産業大臣への不服申立が遂行された場合はこの限りでない。長官の決定又は命令の再審理申立は認められない。

最終規定

第 23 条 裁判所規則の補足的適用

局における紛争の和解には主として本規則が適用される。ただし、裁判所規則の関連する規定も補足的に適用される。

第 24 条 修正

本規則と矛盾するすべての規則、庁の命令、覚書、回状及び覚書回状並びにこれらの部分は、ここに修正する。

第 25 条 可分性

本規則の何れかの規定、又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても、本規則の他の規定は、これによって影響を受けない。

第 26 条 認証謄本の提供

Eduardo Joson 第 2 記録官には、ここに、本規則の認証謄本 3 通をフィリピン大学法律センターに、認証謄本各 1 通を大統領府、フィリピン上院、下院、フィリピン最高裁判所及び国立図書館に直ちに提供することを指示する。

第 27 条 施行

本規則は、一般紙における公告から 15 日後に施行する。